

## 第3期生活習慣病等予防事業実施計画（データヘルス計画）（案）の方向性とポイントについて

特定健康診査や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という）の電子化等により、健康保険の被保険者における健康課題の分析等を行うための基盤整備が進んでいます。

また、超高齢化社会の進展に伴い、国はレセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画（データヘルス計画）の作成を求めています。

町田市国民健康保険においても、2017年度にデータヘルス計画を策定して6項目の保健事業を実施しています。現在の第2期データヘルス計画は2023年度に終了するため、次の第3期データヘルス計画を策定します。データヘルス計画は、すべての保険者が国の実施計画に基づき長期的視点で行っているものです。これらを踏まえたうえで、第3期計画については、町田市独自の取組を追加いたします。

### 1 データヘルス計画

#### (1) データヘルス計画の意義

データヘルス計画とは、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効率的・効果的な実施するための事業計画です。

#### (2) データヘルス計画の目的

データヘルス計画は、健診データやレセプトデータ等をもとに、被保険者の健康課題を的確にとらえ、6項目の保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持増進、医療費の適正化を図ることを目的とします。

## (3) 第2期データヘルス計画で実施している保健事業

事業	概要
① 特定健康診査	生活習慣病等の早期発見と予防を目的として、40歳～74歳の被保険者を対象に実施しています。
② 特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病リスクの高い被保険者に対して、面談等による保健指導を実施しています。
③ 糖尿病性腎症重症化予防事業	特定健康診査受診者のうち、糖尿病および糖尿病性腎症の重症化の可能性がある被保険者に対して、保健師等の専門職による保健指導を実施しています。
④ 健診異常値放置者受診勧奨事業	特定健康診査の結果、生活習慣病に関連する数値に異常があるにもかかわらず、医療機関の受診歴のない被保険者を対象に、医療機関への受診勧奨を実施しています。
⑤ 重複頻回受診是正事業	複数の医療機関から薬剤の処方を受け、同一成分の薬剤を重複して服薬している、または必要以上に多くの種類の薬剤を服薬している可能性がある被保険者に対し、通知による是正勧奨を実施しています。
⑥ ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知の発送や広報などにより、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施しています。

※本計画は、「町田市国民健康保険事業財政改革計画」において、重点取組項目の一つである「医療費の適正化」に関する項目を担っています。

## 2 第3期データヘルス計画（案）の方向性

### (1) 計画期間

都の計画期間と合わせ、2024年度～2029年度の6年間とします。  
2027年度に中間見直しを行います。

### (2) 目標設定

保健事業6項目に、それぞれ実施目標（アウトプット）及び成果目標（アウトカム）を設定するとともに、他自治体との比較ができる共通評価指標を設定します。